監第317号

令和３（2021）年１月19日

栃木県建設産業団体連合会　会　長

（一社）栃木県建設業協会　会　長

（一社）栃木県設備業協会　会　長

（一社）栃木県舗装協会　会　長

様

（一社）栃木県測量設計業協会　会　長

（一社）栃木県造園建設業協会　会　長

（一社）宇都宮建設業協会　会　長

（一社）栃木県解体工事業協会　会　長

栃木県県土整備部次長兼監理課長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う建設業許可事務及び経営事項審査事務

に係る対応について

本県における県土整備行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止については、令和３（2021）年１月８日に内閣総理大臣から緊急事態宣言が再発令され、１月14日には対象地域に本県が追加されたところです。

これまで、感染拡大防止の観点から、建設業許可申請書等の提出について、郵送での受付を実施しているところですが、感染防止策をさらに強化するため、今後は別添のとおりの取扱いとしますのでお知らせします。

貴職におかれましては、傘下会員に対する案内について、よろしくお願いいたします。

栃木県県土整備部監理課

建設業担当

TEL　028-623-2390

FAX　028-623-2392